



# 宮 崎 県 公 報

平成23年2月18日（金曜日） 号外 第13号

発行・印刷 宮 崎 県

宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行定日 毎週月・木曜日

購読料（送料共） 1年 36,000円

## 目 次

頁

### 告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（2件）…（畜産課） 1

## 告 示

### 宮崎県告示第 109号の3

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成23年宮崎県告示第90号の3）を次のとおり変更する。

平成23年2月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 移動を制限する家畜の種類等
  - ① 移動を制限する家畜の種類  
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
  - ② 移動を制限する物品  
病原体をひろげるおそれのある物品
  - ③ 移動を制限する区域  
平成23年宮崎県告示第90号の3の1の③に掲げる区域
- 2 搬出を制限する家畜の種類等
  - ① 搬出を制限する家畜の種類  
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
  - ② 搬出を制限する物品  
病原体をひろげるおそれのある物品
  - ③ 搬出を制限する区域
    - ア 川南町大字川南の一部（牧平、細原、川向、細、下切、中須、前坂下、東肥、川添、南肥、北肥、中の別府、黒坂原、甘付道西、磯道南、西肥、甘付道東、土手の内、権現下、上肥、出口東、新田、番所、宮ノ尻、下の浜及び子迎）
    - イ 都農町大字川北の一部（向江細及び郷田）
    - ウ 日向市美々津町、幸脇、塩見、北町、北町一丁目、北町二丁目、北町三丁目、南町、中町、本町、都町、上町、春原一丁目、春原二丁目、原町一丁目、鶴町一丁目、高砂町、比良町一丁目、比良町二丁目、比良町三丁目、比良町四丁目、比良町五丁目、平岩の一部（境川、東鳥越、西鳥越、片平山、スノセ、カジャガ平、下高鳥、タラミ田、仏ノ堂、南谷、長藪、上高鳥、中高鳥、二反田、樋ノ口、砂田、石ノ田、坂本、ナガソ、アマリノ、桐ノ木、中ノ段、初木前田、馬ノコ子、ヒキケ谷、上登七、後口田、浜場、モト屋敷、ウケノ上、ウケ、沖ノ口、上長ソ、鶯ヶ尾、ツガ、上松葉山、日の平、タイソヲ、ハトノ山、クスモレ、ヲシガ谷、ナガツバ、山ノ田、迫ノ木戸、上赤木、獅子場、梅ノ木藪、下赤木、西金山、飯谷川、ウケ前田、下飯谷川、ショウケ田、西谷、湯田、

上飯谷川、熊ヶ倉、樅木、ココノ田、カバル、土々呂ノ元、ヨリアゲ、エン谷、コウ地、タキシタ、西ウタ、東ウタ、登り立、西ノ河、元市、ヨシヤノ木、馬溝、中ノ別府、下ノ原、ミコノ子、クボ田、北ノソノ、金ヶ浜、下向工、松添、木ノ谷、大斉、神鈴及び有水）、財光寺の一部（渡場、大谷尻、白髭、池ノ下、池ノ内、比良、川路、窪ヶ島及び山下）、日知屋の一部（松迫、宗崎、中割、荒井、四十、鉾山口、上ヶノ丸、庄手、大仁田、桑水流、的場、池ノ内、髪屋敷、古屋敷、ホセキギワ、下払、淀原、団子の越、荒平、管ヶ迫、山ノ神、奥ノ神、西ノ迫、西屋敷、屋敷ノ前、長谷、ロノ田、柳丸、五反田、深坪、小庄手、堤ノ内、樋渡シ、浜入、上スルギ、六反田、小浜入、西深野、本深野、通り山、長迫、センガ迫、掘り、小島、半蔵ヶ下及び山ノ口）、東郷町山陰乙の一部（松ノ下、上ノ水流、横瀬、上ノ原、久保畑、迫田、下ノ原、崎山、日ノ平、藤ノ木、鳥川、竹ノ本、広瀬、宮ヶ原、出口、間溝、広瀬田、桂原、岩金及び中ノ原）、東郷町山陰丙の一部（上大谷、中大谷、柿ノ木田、下大谷、大谷越、前坂、佐治ヶ谷、城ヶ尾、笹ノ元、切瀬、瀧下、小野田、老谷、又江野、船戸、後口内及び六地藏飛地）、東郷町山陰丁の一部（冠嶽、山下、小長野、幸崎、井尻、上ノ原、下深瀬、中深瀬、上深瀬、中畑、毛牛草山、樋田、中島、日ヶ道、山内、羽坂、中河原、山下、大河原、硯野及び近広）、東郷町山陰辛の一部（下モ内、ニタ堀、内ノ口、大工野、荒平、白浜、中水流、年ノ神、今別府、後口原、田中田及び六地藏）、東郷町山陰己の一部（長迫、桑木田、コヲ崎、坂下、稲葉野、井川ノ元、田野々、高築、福土及び開谷）、東郷町山陰戊の一部（笹木野、赤松、桑水流、前田、上ノ原及び仲瀬）、東郷町下三ヶの一部（西林、板山及び下水流）、東郷町八重原迫野内の一部（沢潟、白浜口、下内谷、上ノ水流、上ノ原、後口迫、八重原、中島、長野、地内前、原ヶ迫、鷺ノ巣、山下吐、荒内、下鹿瀬、谷内原、岡見野、桑水流、下細亦、上細亦、上鹿瀬及び河原）及び東郷町山陰庚の一部（池野、池田、塚ノ元、釘野々、唐木野、屋敷田、山ノ口及び大谷山）

エ 門川町大字川内の一部（荷野瀬、塚崎、松瀬、イカダ場、先ノ畑、栗原、樽水、屋茂ヶ、梅ノ木元、長堀、畑ノ中、菅谷、椎ノ木谷、太田原、井、樫ノ元、ヲモボリ、川水流越、越野尾、下ヶ原、東ノ内、前平、下庭谷、笹川、熊毛多、葛波帰、栗ノ木水流、峠ノ谷、アマリ、藪ヶ谷、花ヶ谷、ヲシカ谷、合鴨、竹ノ迫、本津々良、貝ノ木、谷波帰、柿ノ木田

、梅ヶ谷、下大池、中ノ内、上大池、阿弥陀ヶ窪、水越、大池  
 中水流、丸口、北ノ内、樋ノ本、藤左エ門塚、上藪、大池  
 沖水流、池田、中水流、鷹ノ巣及び松ヶ平）及び大字門川尾  
 末の一部（分蔵、分蔵下中須、新城、山野尻、柳ノ瀬、上柳  
 ノ瀬、町前田、古城、上宮川内、森ノ前、黒岩、荒谷、黒岩  
 谷、太田、松迫、横枕、梅木、七反田、西又、四国田、カギ  
 田、坂ノ下、仕舞田、由良ノ口、弓田、堂ノ本、柿迫、地蔵  
 面、白木、五反田、淀原、大マコモ、小マコモ、鳥居ヶ原、  
 大仁田、小仁田、久保田、日平、上中須、今別府、室ヶ屋敷  
 、小野田、竹ノ内、アゼ地、大久保、土橋、大將軍西、軍野  
 、須田ノ木、花畑、平野、城屋敷、田淵、中新地、落郷、平  
 田、岡ノ前、衝突、宮ノ前、下宮川内、宮ノ脇、池寺、城山  
 、藤助迫、土有、堀ノ内、寺田、兎田、雨包、岩崎、塩坪、  
 檜椎及び蛭谷）

オ 美郷町北郷区宇納間の一部（中原、中原前、羽子場、大原  
 、甲田、平田、汐、平山、西野々、垂門、米花、今別府、櫻  
 ノ森、織田、椎矢谷、力石、山口、九郎造、長野、尾田ノ原  
 、竹ノ原、田谷、岩下、龍之元、中角、下角、吉田、向宇納  
 間、奥栢、細宇納間、御堂原、池之原、琵琶原、廣野、高鼻  
 、秋元、松ヶ原、塔野原、藤藪及び鹿猪谷）、北郷区入下の  
 一部（カナクキ、タウノ原、森ノ元、秋元、長田、サレノツ  
 カ、トイキリ、野之花、尾藪、寺川内、アカリ谷、廣田、下  
 ノ平、小原、宮田、井川、折戸、柳瀬、宮ノ脇、大堀、コシ  
 ノヒラ、貞屋敷、尾畑、シワノ瀬、神ノ原、落水、桑ノ花、  
 手番田、西ノ堀、竹ノ下、惣仁田、笹ノ元、柳ノ丸、ツマノ  
 シタ、黒原及び松原）、北郷区黒木の一部（舟方、板ヶ原、  
 小原、ホコノサコ、所野、沖ノ園、田ノ畑、石原、芝原、小  
 屋ノ谷、トサキ、ウノス、黒瀬、アカリ、ウドノ口、イヌイ  
 カクラ、猫ノ越、下モノ前、飯谷、ウセ田、檜木田、コノノ  
 タイラ、ヤキウ、畑ノシリ、日渡、山ノ木浦、吉ノ谷、ダゴ  
 田、井手ノ谷、柳ノ原、中ノ堀、中原、境ノ谷、コウ鶴、松  
 葉、尾ノ花、トウノ原、エラ、アラ田、深田ノ原、詰ノ谷、  
 アマゴノ原、ソグ田、ソウ谷、玉カツラ、赤木谷、管ノ谷、  
 トン谷、シメ山、中ノ瀬、クロンゴ、日野及び土々呂）及び  
 西郷区田代の一部（横山、西ノ八峽、扇山、鳩尻、宮ノ平、  
 岩下、ヒシリ瀧、赤木、山ノ口、山ノ川内、澤水、ビバノ首  
 、柳ノ谷、元越、巖島、小田、曾谷原、榎ノ谷、下鶴、小曾  
 木、大椎、笹ノ本、丸シゲ谷、穴ノ内、隼人屋敷、大内原、  
 鶴木、アマリ、上南郷、足北谷、高崎、羽太郎谷、笹原、岩  
 下、谷内、堂ノ元、花水流北の寄、花水流宮ノ元、花水流、  
 立元、中村、花水流屋敷廻、花水流経塚ノ元、馬渡、花水流  
 開、百畝町、下ヤカヘトノ下、下ヤカヘ橋ノ向、市ヶ原、ド  
 フメキ、ナバ田、長場山、中山谷、門川越、下ヤカヘ宮田、  
 下ヤカヘ、下ヤカヘ上ノ園、下ヤカヘ向園、荒平、草木、藪  
 の越、坂ノ下、内ノ元、橋ノ元、上ヤカヘ上ノ園、上ヤカヘ  
 、上ヤカヘ山下、上ヤカヘ道、熊ソフ谷、ツツジ谷、カイノ  
 キ谷、小八峽、黒仁田、下り田、丸野、中ノ谷、舟戸差金、  
 舟戸、飛渡、小田ノ原、後ノ迫、池ノ迫、原良、下古川、沖  
 ノソネ、田向、中島、申原、黒椎ノ前、和田東、和田、木ノ  
 下、和田西、原、猪倉ヶ吐、ソリ田、西ノ川、カシ寄、持山  
 、上野口原、中野口原、下野口原、開田、耳切、舟川、舟木  
 、長谷、下り田、柿内平、山玉越及び道野々原）

宮崎県告示第 109号の 4

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成23年宮崎県告示第  
 96号の3）を次のとおり変更する。

平成23年2月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 移動を制限する家畜の種類  
 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥  
 並びにそれらの死体
- 2 移動を制限する物品  
 病原体をひろげるおそれのある物品
- 3 移動を制限する区域  
 平成23年宮崎県告示第96号の3の1の③に掲げる区域